

## やわたはま生活応援商品券 取扱店募集要項

物価高騰の影響を受ける市民生活の支援と、市内経済の活性化を目的として「やわたはま生活応援商品券」（以下、商品券）を発行します。 つきましては、この商品券をご利用いただける取扱店を下記のとおり募集します。

### 1 商品券の概要

項目	内容
額面	1 冊 15,000 円分（500 円券 × 30 枚綴り）
種類	① <u>共通券（15 枚）</u> ：すべての取扱店で利用可能 ② <u>地域応援券（15 枚）</u> ： <u>大型店舗を除く</u> 取扱店で利用可能
使用期間	令和 8 年 4 月 27 日（月）～ 令和 8 年 7 月 31 日（金）
利用者への対応	・ おつりは出ません。 ・ 有効期限を過ぎた商品券は利用できません。

#### 【商品券で支払えないもの】

- ・ 不動産に関する支払及び金融商品、たばこ
- ・ 他の商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・ 国税、地方税、公共料金などの支払い
- ・ そのほか、本事業の趣旨にそぐわないもの

### 2 取扱店の応募について

【応募資格】 八幡浜市内で事業を営む店舗・事業者

※「地域応援券」は、大型店舗（スーパー、ドラッグストア、ホームセンター）及びその各施設の店内に店舗を置くテナントは対象外となります。

【申込期間】 令和 8 年 2 月上旬～ 令和 8 年 7 月 31 日（金）

#### ★ 早期申込特典 ★

令和 8 年 2 月 27 日（金） までにお申込みいただくと、商品券と一緒に届けする「取扱店一覧チラシ」に店舗名が掲載されます。

【申込方法】 以下のいずれかの方法でお申込みください。

1. Web 申込：市ホームページの申込フォームから申請
2. 書面申込：登録申請書を市役所商工観光課へ提出（FAX 可）

【重要】 過去の商品券事業に登録された事業者様も、改めて申請が必要です。

**【登録後の流れ】** 登録認定後、市から以下のものを一式送付します。

取扱店運営要領、取扱店登録証明書、換金請求書、取扱店ステッカー、案内ポスター、商品券見本

### 3 商品券の換金方法

**【換金手続きの流れ】**

1. 下記の3点を準備する

①換金請求書、②使用済み商品券、③取扱店登録証明書

2. 申請窓口へ提出する

八幡浜商工会議所 または 保内町商工会

3. 指定口座へ振込

後日、市から取扱店指定口座へ換金額をお振込みします。

**【換金受付期間】**

令和8年4月27日（月）～令和8年8月31日（月）

※ 土、日、祝日を除きます

※ 期間を過ぎると換金できませんので、十分ご注意ください。

### 4 取扱店の注意事項

登録を取り消す場合がありますので、以下の事項を必ずお守りください。

1. 登録申請に虚偽や不正がないこと。

2. 市が配布する「取扱店ステッカー」を見やすい場所に掲示すること。

3. 商品券の利用を理由に、通常より高い価格で販売しないこと。

4. 偽造券など不正利用が疑われる場合は受け取りを拒否し、速やかに市へ連絡すること。

5. 自店の商品購入のために、自ら商品券を使用しないこと（自己取引の禁止）。

6. 商品券の交換、譲渡、売買は行わないこと。

7. お預かりした商品券の紛失・盗難、換金期限切れによる損失は、取扱店の責任となります。管理には十分ご注意ください。